

令和6年度第14回教育委員会会議日程

開催期日 令和7年2月7日（金）

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町役場2階会議室7

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 議案第47号 令和6年度芽室町文化賞等候補者諮問の件（非公開）

日程第3 議案第48号 令和6年度芽室町スポーツ賞等候補者諮問の件（非公開）

日程第4 協議案第2号 令和7年度芽室町教育行政執行方針（素案）の件（非公開）

閉 会

日程第 2

議案第 47 号

令和 6 年度芽室町文化賞等候補者諮問の件（非公開）

芽室町文化賞等規則第 9 条の規定に基づき、令和 6 年度芽室町文化賞等受賞候補者について、社会教育委員に諮問しようとするものであります。

令和 7 年 2 月 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

生涯 第 227 号
令和 7 年 2 月 13 日

芽室町社会教育委員
委員長 岩 野 真 志 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和 6 年度芽室町文化賞等受賞候補者について
芽室町文化賞等規則第 9 条の規定に基づき、令和 6 年度芽室町文化賞等受賞候補者
について別紙のとおり諮問します。

(生涯学習課社会教育係)

○芽室町文化賞等規則

平成28年10月 7 日教委規則第 3 号

改正

令和 3 年10月27日教育委員会規則第 5 号

令和 6 年11月28日教育委員会規則第10号

芽室町文化賞等規則

芽室町文化賞等規則（昭和46年教育委員会規則第 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、芽室町の文化の振興を図るため、各種文化事業において優秀な成績を収めた者及び文化の発展に寄与した者に対し、文化賞、文化奨励賞（以下「文化賞等」という。）を贈り、これを顕彰及び奨励するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（表彰対象）

第 2 条 文化賞等は、芽室町在住の個人及び芽室町内を活動拠点とする団体を対象とする。なお、団体にあつては、構成員に芽室町在住者を含むものとする。

2 文化賞等は、一般の部において高校生以上、小学生の部で小学生、中学生の部で中学生をそれぞれ対象とする。

3 文化賞等の表彰対象となった団体に関しては、当該文化事業に出場又は参加した者全員を表彰対象者とする。

（文化賞・一般の部）

第 3 条 文化賞・一般の部は次の 2 部門とする。

（1） 功労の部 芽室町において文化活動の普及と発展のための指導等を20年以上続けている個人又は団体のうち、本町文化振興に著しく貢献した個人又は団体に対して芽室町文化賞（以下「文化賞」という。）を贈り、これを表彰する。

（2） 成績優秀の部 全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次のいずれかに該当する成績を収めた個人又は団体に対して文化賞を贈り、これを表彰する。

ア 全国規模の文化的大会において入賞（おおむね上位 6 位以内）した個人又は団体

イ 全道規模の文化的大会において優勝又は最優秀賞若しくは金賞等の最高賞を受賞した個人又は団体

（3） 前 2 号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(文化奨励賞・一般の部)

第4条 文化奨励賞・一般の部は次の2部門とする。

(1) 功労の部 芽室町において文化活動の普及と発展のための指導等を10年以上続けている個人又は団体のうち、本町文化振興に貢献し、今後の活動が期待される個人又は団体に対して芽室町文化奨励賞（以下「文化奨励賞」という。）を贈り、これを表彰する。

(2) 成績優秀の部 全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次のいずれかに該当する優秀な成績を収めた個人又は団体に対して文化奨励賞を贈り、これを表彰する。

ア 全道規模の文化的大会において入賞（おおむね上位6位以内）した個人又は団体

イ 全十勝規模の文化的大会において優勝又は最優秀賞若しくは金賞等の最高賞を受賞した個人

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(文化賞・小学生の部、文化賞・中学生の部)

第5条 小学生又は中学生の区分における個人又は団体が、全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次の各号のいずれかに該当する特に優秀な成績を収めたときは、芽室町文化賞・小学生の部又は芽室町文化賞・中学生の部を贈り、これを表彰する。

(1) 全国規模の文化的大会において入賞（おおむね上位6位以内）した個人又は団体

(2) 全道規模の文化的大会において優勝又は最優秀賞若しくは金賞等の最高賞を受賞した個人

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(文化奨励賞・小学生の部、文化奨励賞・中学生の部)

第6条 小学生又は中学生の区分における個人又は団体が、全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次のいずれかに該当する優秀な成績を収めたときは、芽室町文化奨励賞・小学生の部又は芽室町文化奨励賞・中学生の部を贈り、これを表彰する。

(1) 全道規模の文化的大会において入賞（おおむね上位6位以内）した個人又は団体

(2) 全十勝規模の文化的大会において優勝又は最優秀賞若しくは金賞等の最高

賞を受賞した個人

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(表彰の制限)

第7条 過去に文化賞の表彰を受けた者は、同一部門及び同一分野で文化奨励賞を受賞することはできない。ただし、部門が変更となった場合は、同一分野において文化奨励賞を受賞することができる。

(表彰候補者の推薦)

第8条 受賞候補者を推薦しようとするものは、表彰する当該年度の1月31日までに文化賞等受賞候補者推薦書(別記様式)を芽室町教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

(受賞者の決定)

第9条 文化賞等の受賞者の適正を期するため、委員会は社会教育委員に諮問し、その答申に基づき受賞者を決定する。

(表彰)

第10条 文化賞等には、賞状及び記念品を贈る。

(表彰期日)

第11条 文化賞等は、毎年3月に贈る。ただし、特別の事情があるときは変更することができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の芽室町文化賞等規則第3条の規定による文化賞等の表彰を受けたものは、この規則第3条から第8条までの規定により文化賞等の表彰を受けたものとみなす。

附 則 (令和3年10月27日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年11月28日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式 (省略)

日程第 3

議案第 48 号

令和 6 年度芽室町スポーツ賞等候補者諮問の件（非公開）

芽室町スポーツ賞等規則第 9 条の規定に基づき、令和 6 年度芽室町スポーツ賞等受賞候補者について、社会教育委員に諮問しようとするものであります。

令和 7 年 2 月 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

生涯第228号
令和7年2月13日

芽室町社会教育委員
委員長 岩 野 真 志 様

室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和6年度芽室町スポーツ賞等受賞候補者について
芽室町スポーツ賞等規則第9条の規定に基づき、令和6年度芽室町スポーツ賞等
受賞候補者について別紙のとおり諮問します。

(生涯学習課スポーツ振興係)

○芽室町スポーツ賞等規則

平成28年10月 7 日教委規則第 4 号

改正

令和 3 年10月27日教育委員会規則第 6 号

令和 6 年11月28日教育委員会規則第11号

芽室町スポーツ賞等規則

芽室町スポーツ賞等規則（昭和47年教育委員会規則第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、芽室町のスポーツの振興を図るため、各種スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者に対し、スポーツ賞、スポーツ奨励賞（以下「スポーツ賞等」という。）を贈り、これを顕彰及び奨励するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（表彰対象）

第 2 条 スポーツ賞等は、芽室町在住の個人及び芽室町内を活動拠点とする団体を対象とする。なお、団体にあつては、構成員に芽室町在住者を含むものとする。

2 スポーツ賞等は、一般の部において高校生以上、小学生の部で小学生、中学生の部で中学生をそれぞれ対象とする。

3 スポーツ賞等の表彰対象となった団体に関しては、当該スポーツ大会において選手登録をした者全員を表彰対象者とする。

（スポーツ賞・一般の部）

第 3 条 スポーツ賞・一般の部は次の 2 部門とする。

（1） 功労の部 芽室町において体育レクリエーションの健全な普及と発展のための指導等を20年以上続けている個人又は団体のうち、本町スポーツ振興に著しく貢献した個人又は団体に対して芽室町スポーツ賞（以下「スポーツ賞」という。）を贈り、これを表彰する。

（2） 優秀選手の部 国、地方公共団体又は公益財団法人日本体育協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援するスポーツ大会において、次のいずれかに該当する成績を収めた個人又は団体に対してスポーツ賞を贈り、これを表彰する。

ア 全国規模のスポーツ大会において入賞した個人又は団体

イ 全道規模のスポーツ大会において優勝した個人又は団体

（3） 前 2 号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(スポーツ奨励賞・一般の部)

第4条 スポーツ奨励賞・一般の部は次の2部門とする。

(1) 功勞の部 芽室町において体育レクリエーションの健全な普及と発展のための指導等を10年以上続けている個人又は団体のうち、本町スポーツ振興に貢献し、今後の活動が期待される個人又は団体に対して芽室町スポーツ奨励賞（以下「スポーツ奨励賞」という。）を贈り、これを表彰する。

(2) 優秀選手の部 国、地方公共団体又は公益財団法人日本体育協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援するスポーツ大会において、次のいずれかに該当する成績を収めた個人又は団体に対してスポーツ奨励賞を贈り、これを表彰する。

ア 全道規模のスポーツ大会において入賞した個人又は団体

イ 全十勝規模のスポーツ大会において優勝した個人又は団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(スポーツ賞・小学生の部、スポーツ賞・中学生の部)

第5条 小学生又は中学生の区分における個人又は団体が、国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援するスポーツ大会において、次の各号のいずれかに該当する成績を収めたときは、芽室町スポーツ賞・小学生の部又は芽室町スポーツ賞・中学生の部を贈り、これを表彰する。

(1) 全国規模のスポーツ大会において入賞した個人又は団体

(2) 全道規模のスポーツ大会において優勝した個人又は団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(スポーツ奨励賞・小学生の部、スポーツ奨励賞・中学生の部)

第6条 小学生又は中学生の区分における個人又は団体が、国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援するスポーツ大会において、次のいずれかに該当する成績を収めたときは、芽室町スポーツ奨励賞・小学生の部又は芽室町スポーツ奨励賞・中学生の部を贈り、これを表彰する。

(1) 全道規模のスポーツ大会において入賞した個人又は団体

(2) 全十勝規模のスポーツ大会において優勝した個人又は団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(表彰の制限)

第7条 過去にスポーツ賞の表彰を受けた者は、同一部門及び同一競技でスポーツ奨励賞を受賞することはできない。ただし、部門が変更となった場合は、同一競技においてスポーツ奨励賞を受賞することができる。

(表彰候補者の推薦)

第8条 受賞候補者を推薦しようとするものは、表彰する当該年度の1月31日までにスポーツ賞等受賞候補者推薦書を芽室町教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(受賞者の決定)

第9条 スポーツ賞等の受賞者の適正を期するため、委員会は社会教育委員に諮問し、その答申に基づき受賞者を決定する。

(表彰)

第10条 受賞者には、賞状及び記念品を贈る。

(表彰期日)

第11条 スポーツ賞等は、毎年3月に贈る。ただし、特別の事情があるときは変更することができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の芽室町スポーツ賞等規則第3条の規定によるスポーツ賞等の表彰を受けたものは、この規則第3条から第8条までの規定によりスポーツ賞等の表彰を受けたものとみなす。

附 則（令和3年10月27日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和6年11月28日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式（省略）

日程第 4

協議案第 2 号

令和 7 年度芽室町教育行政執行方針（素案）の件（非公開）

令和 7 年度芽室町教育行政執行方針について、協議しようとするものであります。

令和 7 年 2 月 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁